

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成29年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画区域の名称
田方広域都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
別記のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

(別記)

都市計画区域に含まれる土地の区域
静岡県伊豆の国市及び函南町の全部区域